

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（条約の規定による特定用途免税）</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ <u>同条第6号に規定する「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第7条5の規定に該当する貨物」とは、当該協定の実施のために必要な公用車両を含む公用のための資材、需品及び備品をいう。なお、公用車両とは、当該協定第1条(e)に規定する、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であって、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。</u></p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、第3号、<u>第5号及び第6号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）</u> （会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（条約の規定による特定用途免税）</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ～ニ （同左） （新規）</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、第3号及び<u>第5号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）</u>（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) （同左）</p>